

宴会・催事約款

ホテル法華クラブ仙台（以下「当ホテル」と称します）では、会議・ご宴会または催し物に伴うレストラン・会議室・宴会場等のご利用に関して、次の通り約款を定めておりますので 予めご了承ください。

1. 適用範囲について

会議、宴会または催し物（以下「宴会等」と称します）でレストラン・会議室・宴会場（以下「会場」と称します）をご利用になる場合に、当ホテルがお客様と締結する契約（以下「宴会等契約」と称します）は、この約款の定めるところによるものとします。尚、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. お客様よりのお取り消し及び変更について

お客様の都合により宴会等契約の全部または一部をお取り消しされます場合には、下記の内容によりご精算させていただきますのでご了承ください。

取消料及び変更料

(1) 御見積り総額 10 万円以上の場合

予定日の 30 日前	御見積総額の 10%
予定日の 29 日より 14 日前	御見積総額の 30%
予定日の 13 日より 7 日前	御見積総額の 50%
予定日の 6 日より 3 日前	御見積総額の 70%
予定日の 2 日より当日	御見積総額の 100%

(2) 御見積総額 10 万円未満の場合

予定日の 7 日前より 3 日前	御見積総額の 10%
予定日の 2 日前	御見積総額の 50%
予定日の前日	御見積総額の 70%
当日の取り消し	御見積総額の 100%

3. 料理数の変更について

料理数の最終変更については、10名を超える変更については開催日の7日前の正午までに、それ以外の変更については開催日の1日前の正午までにホテル担当係員にご連絡ください。それ以降は、全て手配が完了いたしておりますので当日出席人数が予定人数より減少した場合でも開催日の1日前までに確定した最終数の料金を申し受けます。

4. その他手配品の数の変更・取り消しについて

宴会等において利用される手配品及び参加者に配る記念品等の数の変更・取消しについては、開催日の7日前の正午までにホテル担当係員にご連絡ください。それ以降の変更については応じかねます。但し既に手配が完了している別注品については変更・取消しができませんのでご了承ください。

5. 宴会時間と追加料金について

会場のご使用開始から終了までのご契約時間（以下「宴会時間」と称します）は、所定の会場費をお支払いいただきます。事前準備に1時間以上要する場合、または宴会時間を超過した場合は、料金表所定の追加会場費を頂戴いたします。

6. 設営、装飾、余興などの手配について

ご宴会等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、余興、記念品、その他につきましては、当ホテル指定の取扱い会社をご利用ください。お客様のご都合で当ホテル指定取扱い会社以外の取扱い会社をご利用になる場合は、宴会等を円滑に行なうため事前にホテルの了解を得たうえでお手配くださいますようお願い申し上げます。お客様が直接依頼された取扱い会社が行なうご宴会等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、余興、記念品、その他の機器及び材料等の搬入・搬出・設置方法・置場所等につきましては、当ホテルの美観・安全・動線等を考慮した定のルールに従い行なっていただきます。

7. 損害賠償について

お客様、あるいはお客様が直接依頼された取扱い会社、関係者の方が、万一ホテルの施設・什器備品等を破損した場合は、お客様、あるいはお客様が直接依頼された取扱い会社、関係者の方に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

8. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 犬、猫、小鳥、家畜類、昆虫、その他一切の動物の持込み。但し、盲導犬、介助犬等の介護目的の犬を除きます。
- (2) 発火、または引火性の物品、有毒ガス、または人体に重大な影響のある病原体・物質などの危険物の持込み。
- (3) 悪臭・異臭を発生するものの持込み
- (4) 他の会場のお客様にご迷惑を及ぼすような騒音、振動。
- (5) 法令または公序良俗に反する行為。
- (6) ご予約時の使用目的以外のご利用。
- (7) ホテル備品等の移動。
- (8) 飲食物の持込み。
- (9) その他法令で禁じられている行為

9. 当ホテルよりの宴会等契約の拒否及び解約について

当ホテルは次の場合において、ご宴会等のお申込みをお断りするか、または既にご契約いただいている宴会等契約をお取消しさせていただきます。尚、この場合、損害賠償等のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。また、お申込金、前払金につきましては、既に手配済み実費 諸費用を差し引いてご返金いたします。

- (1) お客様及び宴会等への出席者が法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると当ホテルが判断した場合。また同行為をしたと認められとき、及び他のお客様にご迷惑をお掛けすると当ホテルが判断したとき。
- (2) 宴会等に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (3) 上記1～11の約款に違反する場合、あるいはそのおそれがある場合
- (4) お客様及び宴会等への出席者が、他のお客様の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症者と明らかに認められる場合
- (5) 天災地変、火災、暴動、官公署の命令、その他やむを得ない事情により会場を使用す

ることができない場合、あるいは宴会等の実施が不可能になるおそれが極めて大きい場合。

(6) 契約者並びに会場のご出席者（主催者及びそのスタッフ等関係者を含む）の中に次の事由に該当する者がいると当ホテルが判断した場合。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会勢力（以下暴力団等という）。
- ②暴力団等が事業活動を支配する法人、その他の団体
- ③法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者がいるとき。